

Ⅱ 人口減少・次世代対策

11 少子化対策・子育て支援の充実について

【内閣府・厚生労働省】

【提案・要望事項】

安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地方が単独で取り組んでいる事業の更なる充実・強化のため、安定的・効果的な財源措置を講じること。

(1) 地域の少子化対策への財政支援等

- ・地域少子化対策重点推進交付金は、単年度の制度であり、交付対象が限定されているなど制限が極めて多いことから、地域の実情に応じた少子化対策の強化や子育て支援の充実のために実施する事業に充当できるようにするとともに、安定的な財源を確保すること。

(2) 全国一律の医療費助成に対する財源措置

- ・現在、全国の各地方公共団体が地方単独事業として実施している子ども医療費、ひとり親家庭医療費及び重度心身障がい者(児)医療費に対する助成事業をナショナルミニマムとして全国一律の制度とし、財源措置を講じること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担額調整措置については、全面的に廃止すること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○ 地域の少子化対策への財政支援等

地域少子化対策重点推進交付金は、開設から3年経過した結婚支援センターの運営経費が補助対象から除外されるなど、対象となるメニューが極めて限定的なうえ、複数年事業及び子育て期全般に関する取組への補助率が低いことから、地域の実情に応じた取組を継続・強化して実施するための弾力的な運用及び当初予算規模の大幅拡充と補助率の引き上げが望まれる。

○ 子ども・ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成

これらの医療費助成は、財政的制約がある中、全国的に各自治体の自助努力によって実施されているが、地方の財政負担が大きいことや、居住している自治体間の財政力によって利用者負担に大きな格差が生じている。

国民皆保険が義務付けられている我が国において、子どもの窓口負担の法定割合については、未就学児は2割、小学生以上は3割となっているが、住所地によって、子どもにかかる医療費が違う現状であり、また、ひとり親家庭・重度心身障がい者(児)に対する助成も、地方公共団体によって対象者、自己負担等が異なっているため、誰もが同じ負担割合で医療を受けられるという国民皆保険制度の趣旨に反し、不公平感が生じている。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置は、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については減額調整措置を行わないことが決定されているが、より一層の少子化対策のためには全面的な廃止が望まれる。

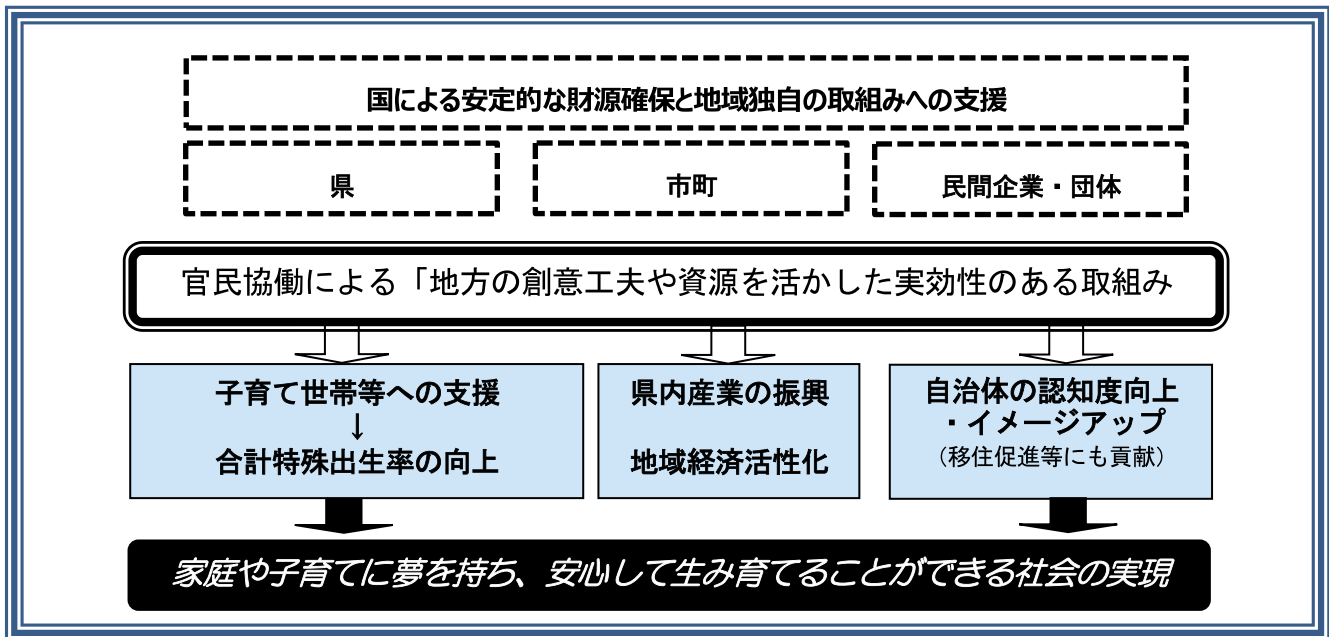
【実現後の効果】

- ◇ 地域ぐるみの少子化対策・子育て支援が推進される。
- ◇ 子どもを持つ家庭やひとり親家庭の負担の軽減、重度心身障がい者(児)の生活の安定等が図られ、少子化対策・子育て支援も促進される。

県担当部署：保健福祉部 健康衛生局 健康増進課

生きがい推進局 子育て支援課 障がい福祉課

○地域の少子化対策への財政支援等のあり方



○本県の医療費助成制度（概要）

(1) 子ども医療費助成

- ・対象：就学前の乳幼児
- ・助成範囲：入院・通院（3歳未満） 自己負担金全額
通院（3歳以上就学前） 1月当たり2,000円を超える額
- ・県予算額：29年度849,573千円、30年度848,174千円、
令和元年度957,319千円

(2) ひとり親家庭医療費助成

- ・対象：ひとり親家庭の父母と児童（20歳未満・20歳以上で就学者等）、準ひとり親家庭（祖父母と孫・兄弟と弟妹）、父母のない児童
- ・所得制限：所得税非課税世帯
- ・県予算額：29年度509,103千円、30年度441,034千円、
令和元年度474,975千円

(3) 重度心身障がい者（児）医療費助成

- ・対象：1級・2級の身体障害者手帳所持者、IQ35以下の知的障がい者、IQ50以下で、3～6級の身体障害者手帳所持者
- ・県予算額：29年度1,515,973千円、30年度1,526,831千円
令和元年度1,613,027千円

12 教員の業務負担軽減に関する支援について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 教職員定数の充実

- ・ 教員の長時間勤務の是正を図りつつ、新学習指導要領の円滑な実施、いじめ問題や不登校をはじめ複雑化・多様化する教育課題に的確に対応できるよう、教職員定数の充実を図ること。

(2) 支援スタッフの配置促進

- ・ スクール・サポート・スタッフ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などの支援スタッフの配置促進に向けた実効性のある予算措置を講ずるとともに、国の補助率の引き上げなど補助制度を拡充すること。
- ・ 併せて、本県独自に配置を進めている高等学校の部活動指導員やスクールロイヤーについても国庫補助対象とすること。

(3) その他、中教審答申に基づく取組等への支援

- ・ 中教審の答申をはじめ、国が示す働き方改革に関する取組を実施するにあたり、新たに生じる経費負担に対して十分な財政支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 児童生徒を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校現場に期待される役割が拡大するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現などを目指した新学習指導要領の円滑な実施も求められている。
- 一方で、教員の長時間勤務の実態が看過できない深刻な状況にあり、国から公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが示されるなど、教員の長時間勤務の是正は喫緊の課題となっている。中でも、部活動指導は、教員の長時間勤務の大きな要因の一つであり、特に経験のない競技等を指導する場合は、心理的負担も大きいと指摘されている。
- 教員のワーク・ライフ・バランスの向上や自己研鑽の充実、心身の健康維持に資する働き方改革の取組を強力に推進することは、教育の質の維持・向上につながるものであり、そのためには、教職員定数の充実と教員を支援するスタッフの配置促進が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 平成 28 年 10 月に「県教職員業務改善方針」、平成 30 年 6 月に「運動部活動の在り方に関する方針」、平成 31 年 3 月に「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、研究指定校の厳選や学校行事の見直し、部活動における適切な休養日設定等の指導に取り組むとともに、事務局内でワーキンググループを設置するなど、更なる業務効率化に努めている。
- また、国の委託や補助により、学校現場における業務改善や部活動指導員配置に取り組んでいるほか、ICTを活用して事務を効率的に処理する校務支援システムを、30～31 年度に全ての県立学校に順次導入している。

【実現後の効果】

- ◇ 公立学校教員の業務負担の軽減、長時間勤務の是正が図られるとともに、部活動を含めた教育の質の確保・向上につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課
管理部 保健体育課

愛媛県教育委員会における学校の業務改善に向けた取組

勤務実態調査 (H29. 11 月 県調査)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教諭 1 週間 (7 日間の合計)	57 時間 8 分	62 時間 12 分	65 時間 32 分	53 時間 28 分
当たりの校内勤務時間 【国調査結果 (平均) との比較】	【△21 分】	【△68 分】		
(H28 国調査結果 (平均))	(57 時間 29 分)	(63 時間 20 分)	(-)	(-)
「過労死ライン※」を超える 教諭の割合 ※週 60 時間勤務 (時間外勤務: 月 80 時間相当)	37.2%	58.1%	65.4%	15.2%
(H28 国調査結果 (平均))	(33.4%)	(57.7%)	(-)	(-)

愛媛県教職員学校業務改善方針 (H28. 10 策定)

【県教育委員会が取り組む事項】

① 人事配置

- ・業務量に応じた弾力的な配置、外部人材の活用等

② 調査等の精選

- ・真に必要な調査の厳選やスクラップ&ビルド等

③ 研修会等の見直し

- ・類似研修の調整や実施日数・時間数の精選等

④ 研究指定の精選

- ・スクラップ&ビルド

⑤ ICTを活用した校務支援

- ・校務支援システムの導入を推進

⑥ 教職員の意識改革

- ・ワーク・ライフ・バランスや健康管理に係る意識高揚
- ・有給休暇等の取得促進等

⑦ 部活動の運営支援

- ・外部指導者活用や休養日の適切な設定等を通じた、健康と安全に配慮した運営支援

⑧ 学校におけるトラブル対応支援

- ・トラブルサポートチームや心のレスキュー隊の派遣等

⑨ メンタルヘルスケア対策

- ・ストレスチェックや健康相談等を通じたメンタルヘルス不調の予防、早期発見等

これまでの取組

① 人的配置

スクールカウンセラー等の専門スタッフを小中学校 173 人、県立学校 23 人配置し、生徒指導を支援
スクールサポートスタッフを小中学校 20 人、県立学校 6 人配置し、教員の業務を補助

② 調査等の精選

県立学校で、生徒指導の調査回数を削減、高校入試報告を Web 化などにより 6 件を精選(5 年間の実績)
県教委の実施する調査・照会の精選 (定例調査 6 件減)、実施時期の周知

③ 研修会等の見直し

教職員の育成指標を定め、養成・採用・研修の一体化を図るとともに、研修内容・時期・講座数を精選

④ 研究指定の精選

小中学校の研究指定校数及び県立学校の学校訪問校数を 81 校縮減し学校の負担を軽減(5 年間の実績)

⑤ ICTを活用した校務支援

ICT 活用による通知表や調査書等の作成を推進し、学級担任の作成に係る用務時間を縮減
H30 年度から県立学校 10 校で統合型校務支援システムを先行稼働 (H31 年度から全校で稼働)

⑥ 教職員の意識改革

市町教育委員会関係者を対象に意見交換会を開催、県立学校では校長・教頭を対象に業務改善研修を実施

⑦ 部活動の運営支援

国のガイドラインに基づく休養日の設定等、県の方針を策定
部活動指導員を中学校に 34 人配置 (高校は県独自で配置)

⑧ 学校におけるトラブル対応支援

トラブルサポートチームの派遣を制度化し、H26~29 年度に 23 件の派遣を実施。H30 年度からスクールロイヤー (弁護士) への相談体制を整備。

⑨ メンタルヘルスケア対策

安全衛生管理者研修会の実施、県立学校教職員の過重労働による健康障害防止対策実施要項の策定

13 安全・安心な教育環境整備の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

(1) 長寿命化対策等

- ・ 学校施設の長寿命化改良事業において、公立高等学校についても、公立小中学校施設と同様に補助対象とすること。また、公立小・中学校等施設を含め、対象を大規模改修に限定する要件を撤廃し、計画的な部分的改修も対象とすることで、財政規模の小さな地方公共団体でも長寿命化対策に対応できるようにすること。
- ・ 公立高等学校についてもブロック塀の安全対策やエアコン設置事業の補助対象としたうえで、特にエアコン設置に関しては、リースによる整備を補助対象とするなど、整備方法に係る補助制度を緩和すること。

(2) 予算単価の引上げ

- ・ 公立学校施設整備事業において、実際の工事に要する経費と国交付金の算定基礎となる予算単価との間に乖離があり、事業費に見合う額が交付されていないため、実情に合うよう予算単価の引上げを図ること。

【現状と課題（背景・理由等）】

- 現行制度において、長寿命化改良事業は、原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な工事が対象とされており、財政規模の小さな地方公共団体でも対応できるよう、計画的に改修する部分的な工事も補助対象とすることを求める。
- 学校施設の長寿命化改良に要する経費については、平成25年度に幼稚園や小・中学校、特別支援学校を対象とする国庫補助制度が設けられたが、高等学校は対象外であり、また、平成30年度に臨時的に設けられた「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」についても同様に高等学校は対象外となっている。
- また、公立学校施設整備事業において交付金の算定基礎となる予算単価については、資材費・労務費などの変動を考慮の上、適宜、改定が行われているが、実際の工事に要する経費と予算単価に依然として乖離があり、事業費に見合う額が交付されておらず、地方公共団体にとって実質的な超過負担となっている。

【愛媛県内の取組】

- 県内公立小中学校においては、平成30年度に創設された臨時特例交付金を活用してブロック塀の安全対策やエアコン設置に積極的に取り組んでいるところであり、特にエアコンについては、令和元年度末には普通教室の設置率が90%を超える見込みとなっている。
- 県立高校においては、ブロック塀の安全対策を平成30年度から3か年計画で行うほか、エアコンは今年度から県単独事業による整備に取り組んでおり、今年度中に普通教室の設置率は100%となる見込みである。また、長寿命化対策としては、各学校の実地調査を行っているところであり、令和2年度末までに「個別施設計画」を策定する予定である。

【実現後の効果】

- ◇ 地方自治体の負担軽減が図られることにより、長寿命化対策を含め、公立学校の施設整備の一層の推進につながる。

県担当部署：教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課

学校施設の老朽化の現状

区 分	公立学校老朽化率			
	愛媛県 (H30.4.1)		全 国 (H28.4.1)	
高等学校 (中等教育学校を含む)	48.2%	203/421 棟	53.7%	15,976/29,757 棟
特別支援学校	52.7	29/55	45.3	2,658/5,872
小中学校	48.4	739/1,527	54.0	63,868/118,348
幼稚園	47.5	29/61	48.9	2,341/4,788
計	48.4	1,000/2,064	53.4	84,843/158,765

※ 全国は、28年4月1日現在が最新のデータ。(以降、同データは公表されていない。)

※ 耐震化率算定の対象である学校施設等を対象に、昭和56年以前建築の棟数/全棟数

算定割合と実補助率の比較

平成30年度：学校施設環境改善交付金

小・中学校（例）

市 名	大洲市	大洲市	東温市
学 校 名	大洲南中学校	長浜中学校	川上幼稚園
事 業 名	不適格改築	不適格改築	大規模改造(老朽)
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
交付対象面積 (㎡)	428	2,582	602
算定割合 (補助率)	5.5/10	5.5/10	1/3
予算単価 /㎡	209,800 円	179,400 円	71,800 円
交付対象事業費(A)	173,878 千円	922,070 千円	80,023 千円
交付金額(B)	53,605 千円	264,869 千円	14,407 千円
実補助率(B/A)	30.8%	28.7%	18.0%

※交付金の算定式

- ・ (予算単価 × 面積 + 解体費) × 算定割合 (補助率) + 調整費
- ・ 実際の工事に要する経費 × 算定割合 (補助率) を比較して少ない金額

※県立学校については、30年度に学校施設環境改善交付金を活用した事例がないことから、算定割合と実補助率の比較ができない。

14 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する 機能の強化に関する支援

[1] セルロースナノファイバーの実用化に向けた産 学官連携拠点の構築

【文部科学省】

【提案・要望事項】

セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築 ～愛媛県東予地域の紙産業を核とした地域産業イノベーションの創出～

農林業に由来する地域資源の活用と紙産業や化学工業等の地域産業基盤の活性化に向けて、次世代の新素材であるセルロースナノファイバー（CNF）の素材、製造、評価に関する基礎的研究と、製紙業界をはじめとする自動車、食品、繊維業界での製品化に向けた実用研究を産学官が一体となって推進する。これにより、CNF 供給から製品化まで一貫した愛媛独自の CNF 活用システムの確立と地域に貢献する新産業の創出を図るとともに、産学官連携拠点の構築を目指すこととしている。そのため、愛媛大学における研究推進に必要な実験装置の整備、既設の装置の高度化と維持、技術支援者の雇用等の支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

セルロースナノファイバー（CNF）は木材等の植物繊維を高度にナノ化した繊維であり、製紙業をはじめとして多様な用途が見込まれる新規素材である。愛媛大学 紙産業イノベーションセンターでは、地域企業や公設試験場と連携しながら地域紙産業界の課題解決と新規紙製品の開発研究を実施している。CNF 利用研究に関しても、地域資源を活用した CNF の製造に関する基礎技術の確立や高機能素材の開発研究を推進している。

CNF に関しては製造コストの低減および品質管理のための評価方法の確立が急務である。また、CNF の利用の普及拡大には基礎から実用化まで一貫して取り組むことができる産学官連携拠点の構築が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 愛媛セルロースナノファイバー関連産業振興事業（2016-2018 年度）
- 環境省事業、「セルロースナノファイバー 製品製造工程の低炭素化対策の立案事業委託業務」（2015 - 2017 年度）
- CNF 地域拠点連携協定（2016 年度-）

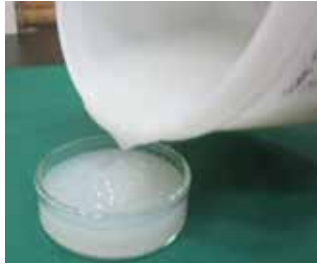
【実現後の効果】

- ◇ CNF を活用した新産業の創出と地域への貢献
- ◇ 産学官及び異業種が連携した研究開発体制の構築、他の産業への展開
- ◇ 四国地域における CNF の拠点形成と連携体制構築
- ◇ 環境親和性の高い新しい機能性材料の開発及び実用化による、科学技術イノベーションへの貢献

県担当部署：愛媛大学 社会連携推進機構 紙産業イノベーションセンター

セルロースナノファイバーの実用化に向けた産学官連携拠点の構築 ～愛媛県東予地域の紙産業を核とした地域産業イノベーションの創出～

背景



紙産業イノベーションセンター新棟(2018年3月完成)

愛媛大学

産・官と連携した
研究開発・人材育成

セルロースナノファイバー (CNF)

製紙、電子、自動車、化粧品、食品等、
様々な用途での展開が期待される新素材

課題: 高コスト、品質管理手法の確立、用途開発
→ 安定した製造法の確立と普及啓発が必要

これまでの取組

- CNFを用いたガスバリア紙の開発と包装材の適用(地元企業との共同研究)
- CNF製品の製造工程での脱水技術の開発
- 地元企業等への CNF製造実習セミナーの開催
- 愛媛CNF関連産業振興プロジェクト(愛媛県: H28年4月キックオフ、
総合アドバイザー: 内村浩美 愛媛大紙産業イノベーションセンター長)
- CNF地域連携拠点の構築(四国CNFプラットフォーム H28年12月協定締結、
運営委員長: 内村浩美 愛媛大紙産業イノベーションセンター長)

事業概要

取組と期待される成果

① CNF製造法の深化

- ・製造コストの低減
- ・地域資源の活用



CNFの大量生産
えひめブランドの構築



CNF連続脱水装置
(愛媛県・愛媛大学・県内製紙機械メーカーとの共同研究、特許出願中)

② CNF評価技術の開発による品質管理手法の確立



安定供給、
製品品質向上



③ 地域産業と連携した製品開発



CNFの用途拡大
実用化の加速



④ CNF実用化に向けた産学官連携体制の構築

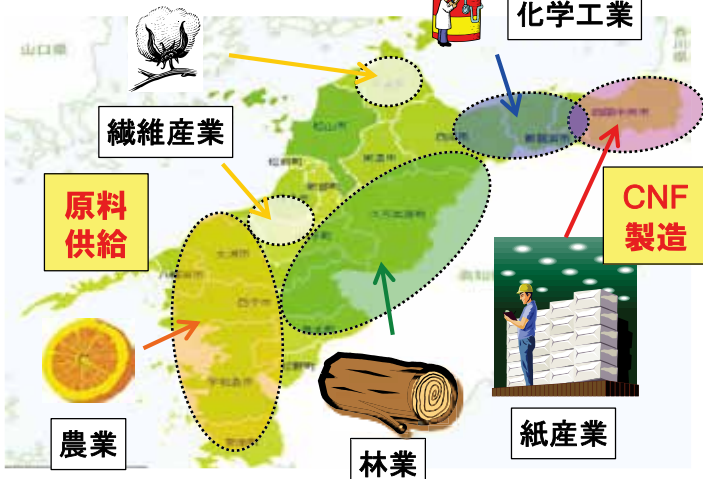


- ・セミナーの開催
- ・企業間マッチング

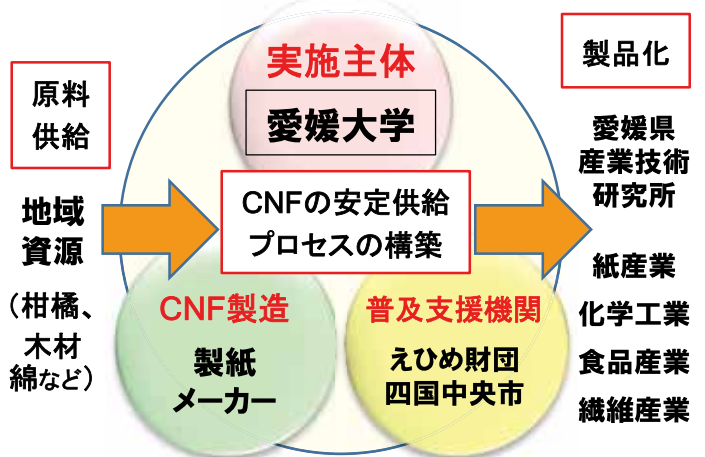


愛媛の産業と資源を活かしたCNFの社会実装と地域産業の活性化

セルロース関連産業



実施体制



14 愛媛大学の地域産業イノベーションを創出する 機能の強化に関する支援

[2] 新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種 システムの確立と社会実装

【文部科学省】

【提案・要望事項】

新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装

～レジデント型研究による地域水産業イノベーション創出～

愛媛県南予地域の主産業である水産養殖業の活性化のため、地域発新規マグロ「スマ」の完全養殖システムに関する基礎及び応用研究を進め、環境に配慮した先進的な完全養殖システムを地域の産学官が連携して創出することとしており、現在、愛媛県との強い連携に基づくこれまでの研究成果により、スマの完全養殖による早期人工種苗生産に成功し、試験養殖及び出荷が開始され、年々増産しているところである。これらの先端的研究、技術開発を実施するための研究者及び飼育管理の専門技術員の確保と、研究推進のための機器の整備及び国立大学では日本一を誇る大型魚類飼育用生簀群の管理に係る経費の支援を行うこと。

【現状と課題（背景・理由等）】

○背景・目的

世界的な養殖生産の増加トレンドと対照的に我が国の養殖生産高は漸減傾向を示し、愛媛県も例外ではない。地域養殖業界からイノベーションを求める声が強まる中、愛媛大学南予水産研究センターは愛媛県及び愛南町と連携し、地域水産業の活性化を目指して新規マグロ類「スマ」の完全養殖技術開発を進めてきた。本提案では、初期成果を飛躍的に加速するため早期人工種苗の大量生産技術と次世代育種システムを開発し、地域の養殖業に社会実装を果たすことを目的とする。

【愛媛県内の取組】

○スマ早期人工種苗生産に関する連携：農林水産省事業、「革新的技術開発・緊急展開事業「新規マグロ類「スマ」の育種・完全養殖生産システムによる新産業創出と拡大」（2016～2019）、愛媛県事業、「伊予の媛貴海生産技術開発」のうち「スマ親魚養成および採卵技術開発」（2017 - 2020 年度）

○スマ養殖の普及定着・出口戦略に関する連携：愛媛県農林水産部水産局（漁政課）、「新たな養殖魚販売戦略推進事業（2013 - 2016 年度）」

【実現後の効果】

- ◇スマ養殖技術開発の第2のステップである商業的養殖への社会実装を実現し、愛媛県の養殖生産額の2%、10億円以上を想定した産業創出を実現する。
- ◇大学と県の研究成果を有機的に地域産業界へ普及する取組は、日本一の魚類養殖基地愛媛県の養殖産業活性化の起爆剤となる。

県担当部署：愛媛大学 社会連携推進機構 南予水産研究センター

新規養殖マグロ類「スマ」の次世代型育種システムの確立と社会実装 —レジデント型研究による地域水産業イノベーション創出—

1. 背景・課題

【水産養殖業の現状】

- 世界的なトレンドに反し、日本の水産生産量は減少傾向にある。養殖生産高**日本一の愛媛県**においても例外ではなく、新魚種開発など養殖技術のイノベーションを求める声は大きい。
- マグロ類人気は高まり続け、**新規マグロ類養殖の将来性**は期待できる。そこで、
愛媛大学と愛媛県が強く連携し本概算要求を申請

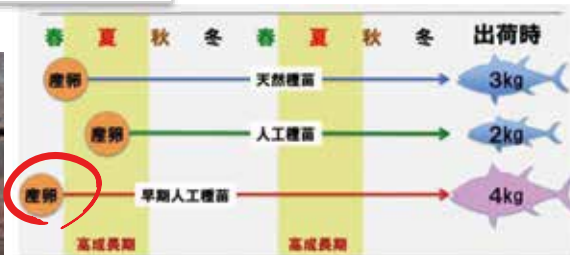
実績

平成24年度から開発開始。平成27年度には成功のカギとなる**早期種苗生産に成功し、試験養殖開始**。次のステップとして、①**早期種苗の大量生産**、②**育種完全養殖による優良品種作出が不可欠**。

スマ *Euthynnus affinis*



早期種苗生産



完全養殖



2. 目的

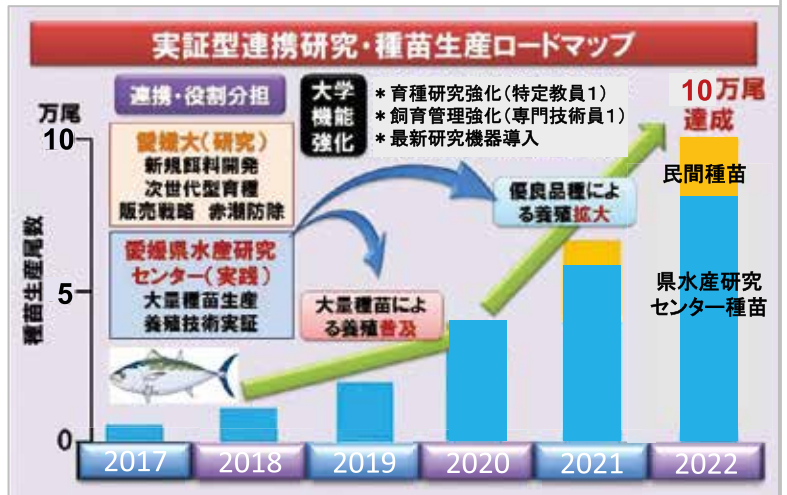
戦略2：地域産業イノベーションを創出する機能の強化

評価指標：「地域と連携した研究数」「産学官連携大型研究プロジェクトの件数」「地域（愛媛県内）における共同研究・受託研究等の実施数」

3. 研究概要

- (1)スマ早期種苗の大量生産を可能とする挑戦的研究
- (2)スマの次世代型育種システムの構築
- (3)赤潮、魚病の早期予察による漁場環境管理システムの構築
- (4)流通・販売推進戦略及びレジデント型研究推進システムに関する研究

目指す研究課題



4. 効果

新期マグロ「スマ」の完全養殖システムによる新養殖産業の創出

水産養殖イノベーションによる「活力ある地域の共創」

15 高等学校等就学支援金の加算の拡充等について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

高等学校等就学支援金の加算の拡充等について

- (1) 低所得世帯の生徒への就学の機会を確保するため、私立高等学校に係る就学支援金の更なる加算の拡充を確実に実施すること。
- (2) 授業料保護者負担に係る私立高等学校と公立高等学校との格差を是正するため、加算措置限度額を引き上げること。

【現状と課題（背景・理由等）】

国の高等学校等就学支援金制度では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう就学支援金が支給されているが、私立高等学校等の生徒については、世帯所得に応じて支給額が加算され、平成26年度には低所得世帯への加算が拡充されたものの、保護者の授業料負担は依然として残ったままである。

本県では、就学支援金の支給を受けても授業料負担が残る年収350万円程度未満の低所得世帯の生徒に対して、県独自の授業料減免事業を実施し、実質無償化を図っているが、教育分野における格差の是正は、国として取り組まなければならない喫緊の課題である。

平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、2020年度までに年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校等授業料の実質無償化を実現することが盛り込まれたところであり、就学支援金の更なる加算の拡充を確実に実施するとともに、加算措置限度額（年収590万円程度）についても引上げを行い、教育分野における格差の是正を図る必要がある。

【実現後の効果】

- ◇ 低所得世帯の私立高校生等の就学機会の確保
- ◇ 私立学校と公立学校の保護者の授業料負担の格差の是正

県担当部署：総務部 総務管理局 私学文書課

16 教育の情報化の促進について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

教育の情報化の促進

- (1) 国が策定する「第3期教育振興基本計画」(平成30～令和4年度)等を踏まえた教育の情報化を促進するため、ICT環境の整備に対する補助制度を創設すること。
- (2) 授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する特段の措置を講じること。

【現状と課題(背景・理由等)】

- 情報通信技術が目覚ましく進展する中、これまでに築きあげてきた教育環境やノウハウを今後の教育活動に生かし、21世紀にふさわしい学びと学校を創造するためには、教育の情報化を一層推進する必要がある。
- 愛媛県教育委員会では、県立学校におけるICT環境の整備に積極的に取り組んでいるが、国の目標水準を達成するためには、無線LANの整備など、取組みの加速化が喫緊の課題となっている。
- また、小中学校の設置者として、それぞれの教育方針と個々の実態に応じた教育の情報化を推進することが求められている市町については、ICT整備状況に格差が見られる。
- 教育の情報化を促進するためには、ICT環境の整備が不可欠であり、国が策定する「第3期教育振興基本計画」(平成30～令和4年度)等を踏まえた整備水準を達成できるよう、補助制度の創設を求める。
- 併せて、授業や自宅学習に活用できる標準的なデジタル教材を提供するプラットフォームを国において整備し、その普及を図るとともに、教職員のICT活用指導力を向上させるための研修プログラムの策定・実施に対する支援が必要である。

【愛媛県内の取組】

- 県立学校では、平成27年度から、ICT教育推進事業として実践校2校にタブレット端末や電子黒板等のICT機器を整備し、学校現場におけるICT機器を用いた実証研究を実施するとともに、その成果の普及に努めている。
- また、公立小中学校については、文部科学省からの通知等に基づき、機会を捉えて整備を促しており、市町によっては電子黒板やタブレット端末等を効果的に活用した学習活動が展開されている。
- 文部科学省が示した「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」(2018～2022年度)において目標水準とされる、無線LAN100%整備や各普通教室1台、特別教室用6台の大型提示装置整備を踏まえ、今年度から県単独事業として、県立高校のWi-Fi整備や電子黒板の設置に計画的に取り組むこととしているが、県内各市町では財政状況によっては予算確保が厳しく、達成困難な状況である。

【実現後の効果】

- ◇ ICT環境整備の加速化、目標水準の達成に向けた環境整備の一層の進捗
- ◇ 児童生徒への21世紀にふさわしい学びの提供

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課

17 英語教育・外国語活動の充実について

【文部科学省】

【提案・要望事項】

英語教育・外国語活動の充実

- (1) 小学校における英語の教科化等への円滑な対応に向け、指導内容や評価の在り方等について速やかな情報提供を行うこと。
- (2) 小学校の専科指導教員（外国語活動）をより多く配置できるよう、加配定数の一層の充実を図るとともに、小・中学校教員の研修充実に必要な財政支援を行うこと。
- (3) 大学入学共通テストにおいて活用される民間の資格・検定試験について、費用負担の増加、地方と都市部との受験機会の格差等ができる限り生じないよう、生徒が受験しやすい仕組みを講じること。

【現状と課題（背景・理由等）】

○新学習指導要領への対応

新学習指導要領において、小学5・6年での英語の教科化、3・4年での外国語活動の導入が示されるとともに、中学校では英語による指導が基本とされており、小学校の専科指導教員（外国語活動）の増員に資する加配定数の一層の充実や、小・中学校教員の英語力・指導力の向上が課題となっている。

○大学入学共通テストにおける資格・検定試験の活用

大学入試センター試験に代えて令和2年度に実施予定の大学入学共通テストでは、国が認定した民間の資格・検定試験（実用英語技能検定、TOEICなど）が活用されることを踏まえ、費用負担の抑制（例えば、現在、各試験団体が英語教員を対象に提供している「特別受験制度（割引料金）」の生徒への適用等）に加え、地方と都市部との受験機会の格差是正を図るなど、生徒が置かれた境遇によらず、資格・検定試験を受験しやすい仕組みを講じる必要がある。

離島・へき地等に配慮した条件緩和がなされることとなったが、地方と都市部との受験機会の格差については調査中であり、適切な措置が求められる。

【愛媛県内の取組】

○公立小・中学校等の取組

平成23年度から6年間、小・中・高の連携による英語指導の充実に努めたほか、新学習指導要領に適切に対応するため、平成29年度から、全小・中学校の英語にかかわる教員の指導力向上のための研修を行うとともに、中学校の英語教員には、国が示す英語検定準1級相当以上の取得を目指し、民間英会話教室の講師を招聘した講座を行っている。

また、小学校教員採用試験では、英語の試験実施や高い英語力を持つ者及び中・高の外国語（英語）免許状取得者への加点により、高い英語力を持つ教員の確保にも努めている。

○高等学校の取組

英語キャンプ、外国人講師による英語講座、タブレットを活用した英語教育の実施等により、実践的英語力の向上に努めているほか、平成29年度から、モデル校において、外部検定試験を活用して生徒の英語力を検証する事業を実施している。

【実現後の効果】

- ◇ グローバル化に対応した英語教育の充実
- ◇ 教員の英語力・指導力の向上及び児童生徒の英語力の向上

県担当部署：教育委員会事務局 指導部 義務教育課・高校教育課